

日 時	平成25年5月31日(金) 14:00~16:10	場 所	下関市商工業振興センター 3階研修室(1)
委 員	横山眞佐子委員、宮川雅美委員、小川雅美委員、海野歩未委員、石川敏恵委員、下田佳子委員、宗田由美委員、小林淳子委員、梶山正迪委員、田中義道委員、中川浩一委員、藤村整市委員、若松佐織委員、藤原康子委員 (欠席)今村方子委員		
事務局	[福祉部] 高田部長、木村参事(こども育成課長)、 [教育部] 藤田参事(教育政策課長)、田中参事(学校支援課長)、福原学校教育課長 [保健部] 大西健康づくり課長、金子健康づくり主任助産師 [下関市子ども・子育て新制度準備室] 光吉室長、藤岡主幹、山本主査、大井主査、森永主査、上野主査、田中主査、栗原主査、加藤主任、前田主任、工藤主任、峰岡主任、飯田主事、大石主事		
資 料	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 下関市子ども・子育て審議会第1回次第</li> <li>▶ 下関市子ども・子育て審議会委員名簿</li> <li>▶ 下関市子ども・子育て審議会条例について</li> <li>▶ 子ども・子育て関連3法 ※内閣府資料から抜粋</li> <li>▶ 子ども・子育て新制度と下関市子ども・子育て審議会の役割</li> </ul>		

○ 田中主査

定刻となりましたので、ただいまより、平成25年度第1回下関市子ども・子育て審議会を始めさせていただきます。

会長選出までの間、進行をつとめさせていただきます、子ども・子育て新制度準備室の田中がございます。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、下関市福祉部長 高田がご挨拶申し上げます。

○ 高田部長

福祉部長の高田でございます。皆様には、平素から本市の子育て支援に一方ならぬご尽力を賜っております。この場をお借りし、改めまして、篤く、御礼を申し上げます。

また、このたびは、下関市子ども・子育て審議会委員をお願いしましたところ、ご多端にも拘らず、ご快諾を頂き、誠にありがとうございます。

さて、ご案内のように、昨年8月、子ども・子育て関連3法が公布され、平成27年4月から幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための子ども・子育て支援新制度が開始されることとなりました。

この新制度の中の、子ども・子育て会議にかかる政令がこの4月から施行され、国においても、2回の会議が開催されております。

下関市における子ども・子育て審議会でございますが、子育ての当事者である保護者と、幼稚園・保育所をはじめとした、子ども・子育て支援の様々な事業に従事される方々、そして有識者の方々にお集まりいただき、今後の下関市の子ども・子育て支援事業の計画策定にあたって、そのプロセスに参画していただくというものでございます。

新制度の主な内容などは、後程ご説明させていただくところですが、ご議論をいただく主な項目は、

4つございます。

一つは、新制度においては「特定教育・保育施設」と呼ぶことになる、幼稚園、保育園、認定こども園の利用定員についてご意見いただくこと。

二つ目は、「特定地域型保育給付」と呼ぶこととなりますが、5人以下の家庭的保育、6人以上19人以下の小規模保育、居宅訪問型保育等の利用定員についてご意見をいただくこと。

三つ目は、下関市子ども・子育て支援事業計画についてご意見をいただくこと。

最後の四つ目は、その他、包括的に子ども・子育て支援に関する施策の調査審議を行っていただくこととございます。

福祉部におきましても、この新制度に向かって、新たに子ども・子育て新制度準備室を、こども育成課内に設置したところでございます。

どうぞ、下関市の子どもたちにとって最善の幸せが実現いたしますように、お力添えをいただきたく、何卒よろしくお願い申し上げます。

本日はありがとうございます。

#### ○ 田中主査

続きまして、本日初めての委員会となりますので、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

保護者として公募に応募いただきました、小川雅美様。

下関市民生児童委員協議会、主任児童委員部会長、宮川雅美様。

下関市私立幼稚園協会会長、梶山正迪様。

こどもの広場代表、横山眞佐子様。

山口県子育て支援センター連絡会会長、中川浩一様。

下関市連合自治会副会長、藤村整市様。

下関短期大学講師、海野歩未様。

下関市地域活動、母親クラブ連絡協議会理事、藤原康子様。

下関市保育連盟会長、田中義道様。

下関市こども発達センター副所長、若松佐織様。

続きまして市の職員となりますが、

下関市立清末幼稚園長、石川敏恵。

下関市立西市こども園長、宗田由美。

下関市立吉見保育園長、下田佳子。

児童クラブ指導員、小林淳子。

なお、本日、大変残念ながら、梅光学院大学教授の今村方子委員は、所用のため、ご欠席との連絡がありました。

本日は、全15名の委員のうち14名の出席をいただいています。下関市子ども・子育て審議会条例第6条第3項に、「会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。」とございますが、本日は定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

では次に、本日出席しております、市の職員の紹介をいたします。

<出席事務局職員を紹介>

このように27年度から始まる新制度に向けまして、教育委員会、保健部と福祉部の職員の兼務、併任辞令を発令し、子ども・子育て新制度準備室を立ち上げております。どうぞよろしく願いいたします。

本日の、資料並びに委嘱状、辞令につきまして、たいへんお忙しい皆様にお集まりいただきありがとうございますので、時間の関係もあります、机上の封筒にご用意させていただきました。どうぞご確認をよろしく願いいたします。

本日の進行につきましては、資料としてお配りしています次第をご覧ください。本日は、そこにお示ししている流れで進めてまいりたいと存じます。

次に、会長の選出に移りたいと存じます。

下関市子ども・子育て審議会条例の第5条に、「審議会に会長、副会長を置く。委員の互選により決める。」とございます。早速でございますが、委員の皆様からの推薦はございますでしょうか。

#### ○ 委員

この会議が、子ども・子育て審議会ということで、子どもの育ち、あるいは母親や父親に対する子育て支援、そういったところの見識があつて、しかもご経験が豊かであることを踏まえ、ぜひ横山眞佐子さんを会長に推薦させていただきます。

#### ○ 田中主査

ありがとうございます。

ただいま、中川委員より横山委員のご推薦をいただきました。

皆様いかがでございますでしょうか。ご異議のある方はいらっしゃいますか。

#### <異議なしの声>

ありがとうございます。

それでは、こどもの広場代表の横山様、よろしいでしょうか。どうぞお引き受けいただきたいと存じます。

それでは、横山委員、会長席にお移りください。

#### ○ 横山会長

こどもの広場という、児童書の専門店を36年間やっています。どうぞよろしくお願ひします。

おそらくここにおいでの方々、私以上にそれぞれ見識がおりますかと思いますが、皆様方より長じているのは、年をとっているということくらいかもしれません。

この委員をお引き受けするにあたって考えたところでは、私も35年間やってきた中で、その間には何度も何度も子どもの危機というものに直面してきました。その度にシンポジウムを開催したり、あるいは専門講師を招いて勉強会を開いたりしてきましたが、なかなか改善につなげられず、ますます子どもを取り巻く環境は悪くなっているように感じます。

この審議会の名称が示しているように、「子ども」ということと、「子育て」という両輪の輪となっていることを踏まえてお考えいただきたいと思ひます。子育ては大人たちが行うものであり、そこにいるのは子どもであるわけですから、子育てという視点とあわせ、私たちは、子どもの側にも立って、子どものことについても皆さま方と一緒に考えながら、よりよい審議をすすめていきたいと思ひます。

皆様方のご協力を仰ぎながらの会長業務となると思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○ 横山会長

それでは、副会長の選出となります。

副会長は、もし私に事故があった場合に、私の代理をお願いすることになるわけですが、いかがでしょうか。

<会長一任の声あり>

○ 横山会長

それでは、子どもの取り巻く環境をいろいろな側面からみとくさっている宮川委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○ 横山会長

それでは、主任児童委員の会長である宮川委員にお願いしたいと思います。

○ 横山会長

ここで本会議の運営について事務局に確認しておこうと思います。  
事務局お願いいたします。

○ 田中主査

それでは、会議の運営について確認をさせていただきます。

子ども・子育て審議会条例では、「審議会の庶務は福祉部にて行う。」とございます。福祉部こども育成課の子ども・子育て新制度準備室にて事務局をいたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、会議の公開に関しては、条例の第7条にて、「会議は公開とする。ただし、審議会が必要と認めるときは、非公開とすることができる。」とありますので、原則、傍聴のご希望があったときには、会場の都合で叶う限りの人数をお受けするということになります。

また、議事録につきましては、事務局にて要旨をまとめさせていただき、委員の皆様を確認をさせていただいた後、最終版の議事録として委員の皆様にお配りします。

○ 横山会長

ありがとうございます。

本会議は公開すること、そして議事録は事務局にてまとめられ、後日委員の皆様へ配付いただけるということです。よろしいですね。

それでは、審議会の今後の大まかな日程、そして私ども審議会の役割について、そして、そのまま引き続いて子ども・子育て新制度の中身について、事務局から説明をいただきたいと思います。

○ 木村参事

まず資料のご確認をお願いします。

<配付資料の確認>

それでは、資料にしたがって説明させていただきます。

最初に審議会の概要、それから子ども・子育て関連3法について説明させていただいて、最後に審

議会のご審議いただく内容、スケジュールについてお話させていただきます。

まず、下関市子ども・子育て審議会そのものについて説明させていただきます。

資料「下関市子ども・子育て審議会条例について」と仕組みを図示しましたカラー刷りの資料をご用意ください。

この審議会は、平成25年3月1日に成立した「下関市子ども・子育て審議会条例」に基づいたものでございます。

まず、条例制定の背景からご説明いたします。

昨年8月に子ども・子育て関連3法が公布され、平成27年4月から幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために、子ども・子育て支援新制度が開始される予定となりました。

この新制度において、「子ども・子育て会議」についての規定は、平成25年4月1日に施行されております。

この審議会は、下関市における「地方版子ども・子育て会議」でございます。

子育ての当事者である保護者、幼稚園・保育所をはじめとした子ども・子育て支援に関する各種事業に従事する者等が、下関市の子育て支援の政策プロセスへ参画・関与していくことを確保する仕組みとして設置された合議制の機関でございます。

次に審議会の概要につきましてご説明申し上げます。

担当事務は第2条に規定しており、4つの事務がございます。

まず、1つ目は、新制度において「特定教育・保育施設」と呼ぶことになる幼稚園、保育所及び認定こども園の利用定員について意見を述べることです。

これら3種類の施設に共通の給付として創設される施設型給付の対象となる利用定員を現在の認可定員とは別に、市町村が「確認」し、決めることに対して意見を述べることです。

カラー図の中央あたりをご覧ください。

この「確認」という行為を市町村が行うことにより、この子ども・子育て支援法による給付の対象施設となります。

市町村による「確認」が行われましたら、初めて「特定」という言葉を付けて、給付の対象の施設となる「特定教育・保育施設」となります。

実際に利用を行う人数は、この審議会の意見を聞いたうえで市町村が決めることとなります。このことは、新制度はこれまでの仕組みと大きく異なり、市町村が実施主体となって進めていくことになるという理由のひとつでございます。

2つ目は、新制度において「特定地域型保育給付」と呼ぶことになる5人以下の家庭的保育、6人以上19人以下の小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業の利用定員について意見を述べることです。

これまで、公費支援の対象となっていなかったものも含め、地域の実情に応じて必要となる家庭的保育事業等のうち、一定の基準を満たし、市町村に認可申請を行ったものについては、市町村は審査の上で認可を行います。

こうして認可された小規模な保育事業について、地域型保育給付の対象となる利用定員を市町村が確認し、決めることに対して意見を述べることです。

3つ目は、5年を1期として策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」について、意見を述べることです。

「市町村子ども・子育て支援事業計画」とは、潜在ニーズも含めた地域での子ども・子育てに係るニーズを把握したうえで、管内における新制度の給付や事業の需要見込量、提供体制の確保の内容、その実施時期等を盛り込んで策定されるものです。カラー図の中央から上側に大きな矢印で示しております。

市町村がこの計画を県に提出しますと、これまで事業ごとにバラバラに「教育費国庫補助金」とか「民生費国庫補助金」等の形で国や県から給付が行われていたものが、「子ども・子育て支援交付金」という1本の交付金で市町村に交付されることとなります。

図の左側上から下に向けての橙色の矢印でございます。

国の説明者の言葉を借りますと、言わば「こども色」のお金が交付されるということになります。

市町村はこの「子ども・子育て支援交付金」に市町村の財源を加えて、この事業計画に沿って、子どものための教育・保育給付や、地域子ども・子育て支援事業を実施していくこととなります。

新制度を進めていく上で最も基礎となるものです。

したがって、審議会の担当事務のうち、この事務が一番中心のものであり、重要な部分となります。

図の右下と下のピンクの枠囲みの中に、対象となる給付及び事業を列挙しております。

4つ目として、その他包括的に子ども・子育て支援に関する施策の調査審議を行うことです。

以上が、子ども・子育て審議会についての概略の説明でございます。

条例、そして条例制定の根拠となります、子ども・子育て支援法にかかる資料もそろえておりますのでご確認をお願いしたいと思います。

それでは、子ども・子育て関連3法について、説明いたしたいと思っております。

説明にあたりましては、何度も同じようなことを繰り返すことがあると思いますが、様々な角度から説明しようとするものですので、ご容赦ください。

それでは、カラー刷りの資料はそのまま、「子ども・子育て関連3法」という厚手の資料をご用意ください。

子ども・子育て関連3法は、3党合意の上で、平成24年8月10日に参議院にて可決、成立しまして、8月22日に公布されたところでございます。

子ども・子育て関連3法というのは、ここに掲げております3つの法律のことです。

「子ども・子育て支援法」、これは、政府提出法案が議員修正されて成立しました、給付の中心となる法律です。

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」、いわゆる認定こども園法につきましては、「総合子ども園法」という政府提出案が廃案となり、もともとありました認定こども園法の一部を改正する法律として議員立法され、成立したものです。

そして、2つの法律の施行にあたって、関係法の所要の整備を行うための法律が3つ目の法律です。

これら3つの法律の施行に関しては、8月22日の公布と同時に、準備事項についてのもので既に施行されているものがございますが、子ども・子育て会議については、この4月1日が施行日となっております。

3法の本格施行につきましては、27年10月1日に消費税率が10パーセントとなることが現在のところ予定されており、消費税率の引上げに連動するかたちで、平成27年4月1日施行とされており、国からも各自治体に対して、これに向けて準備するよういわれており、27年4月に向けて全国的に動いている状況です。

新制度については内閣府を中心にすすめられており、資料についても内閣府のホームページに掲載

されているものであり、新しい情報は順次ホームページ上で更新されております。

なお、国においては、ちょうど本日、第2回目の子ども・子育て会議が開催されているとうかがっています。

それでは、次のページをご覧ください。右側中段にページ番号を付していますが、1ページとなります。こちらは、これまでの幼児教育の振興および次世代育成支援改革の流れを示したものです。

先日、東京で開催されました子ども・子育て支援フォーラムにて、大日向さんが基調講演の中でお話しされた話を、ここで紹介させていただきます。

各種統計データによれば、9割の若い男女が「結婚したい、できることなら子どもを産みたい。それもできることなら2人以上欲しい」という希望をもっているということです。

産みたい、育てたいと願う人が、安心して産み、子育てに喜びを持てる環境をつくる。そうしていくことが、結果的に少子化の解消につながっていく。

在宅で子育てをされている方に対しては、育児不安のないように、孤軍奮闘しないように、子育て支援センターとか、一時預かりといった制度について紹介してきたいし、働いている方については、安心して預けられる保育環境の整備、多様な働き方にきめ細やかに対応できる多様な保育を、ワークライフバランスは母親も父親も必要なことです、とお話しされていました。

少子化対策につきましては、平成19年に内閣官房長官、少子化対策や経済財政政策担当大臣という内閣特命担当大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣といった顔ぶれで、少子化社会対策会議が開催されています。同会議のもと、平成19年12月に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略がとりまとめられ、すべての子ども、すべての家族を大切に、という基本的な考え方のもと、2030年以降の若年人口の大幅な減少を視野に入れ、何とかしなければならないということで、国が省庁を越えて対策を講じてきたところです。

就労するか、結婚・出産・子育てをするか、どちらかを選ぶかという二者択一ではなく、車の両輪に例えて、「働き方の改革による仕事と生活の調和の実現」、そして「親の就労と子どもの育成の両立」、「家庭における子育て」を包括的に支援する枠組み・社会的基盤の構築、という2つの取組をすすめていくということが、すでに平成19年において国において話し合われており、「親の就労と子どもの育成の両立」の支援であるとか、「すべての子どもの健やかな育成」を支える対個人給付サービス、それから「すべての子どもの健やかな育成」の基盤となる地域の取組、こうしたことを中心に新たな枠組み、施策を推進していかなければならないとされています。妊婦健診の頃からはじまって、就業されているご家庭にあっては保育所、小学校にあがられれば児童クラブと、切れ目なくカバーできるよう繋げていかなければならないということです。

資料に戻っていただいて、平成17年の中央教育審議会による答申では、保育所等で行われる教育も含め、就学前の教育において重点をおかなければならないとされています。

また、中央教育審議会と社会保障審議会が合同で検討された会議においては、親の就労事情にかかわらず、幼児教育・保育の機会を提供することが基本であるということも話し合われています。

平成18年には教育基本法の改正が行われ、平成20年3月には幼稚園教育要領が改訂され、保育所保育指針についても幼稚園教育要領との整合を図って改訂されています。したがって、言葉こそ異なっていますが、幼稚園教育要領と保育所保育指針に示されている内容については、同じ内容となっています。

認定こども園については、平成18年10月に制度化されています。親の就労にかかわらず、すべ

ての子どもに質の高い幼児教育、保育、子育ての支援を総合的に提供することが大切であるということから創設されたものです。

なお、平成21年度には認定こども園の制度の在り方の検討会も開催されています。

また、平成21年には、これまでの議論の整理がなされています。育児休業、保育、放課後対策への切れ目ないサービス保障、すべての子育て家庭への支援、また、横山会長からもお話がありましたように利用者である子どもが中心であること、そして潜在需要の顕在化および量的拡大、多様な利用者ニーズへの対応、パートタイム勤務の方は子どもさんを預かれない状況でもあります。さらに、地域の実情に応じたサービス提供、待機児童がある地域もあれば、定員を充たしていない施設のある地域もあります。そして、安定的・経済的に費用確保、ということが整理されています。

特に最後の費用確保については、それまでこれが論じられてこなかったために、エンゼルプランあるいは新エンゼルプランなど関係者が努力してきたところはあるのですが、横山会長のお話のとおり、なかなか上手く結果に繋げることがかなわなかった要因なのではないでしょうか。

子ども・子育て支援が質、量とも不足しているという現状ですが、家族関係社会支出は、GDP比で日本は1.04パーセントとなっており、フランス、イギリスやスウェーデンなどの約3分の1となっています。

こうした状況の中で、消費税率の引き上げに伴う財源を子ども・子育て支援に充てるということで新制度がスタートすることになります。

それでは資料2ページ目にまいります。

子ども・子育て新制度の中身について、基本的な考え方、給付・事業、認可制度の改善の3つに分けて説明させていただきます。

関連3法の趣旨としましては、3党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的確認の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する。子育て家庭だけに、子育てを任せるのではなく、社会全体で応援をしていくということが3法の趣旨であります。

基本的な方向性として、まず、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付、それから小規模保育等への給付を創設したというものです。

教育費または民生費と区別するのではなく、共通の給付制度として施設型給付が創設されます。これは義務的経費として国が負担するものです。

そして小規模保育、現在、認可外保育施設と呼ばれている小規模施設についても一定の基準を満たすものについては、認可の上、国が交付金を交付するというものです。

続いて、認定こども園制度の改善。これは幼保連携型認定こども園制度について改善されるものです。幼保連携型認定こども園とは、幼稚園としての認可施設をもち、保育所としても認可を受けている施設を有していて、両認可施設をもってこども園として認定していたものを、こども園の単一施設としての認可、そして指導監督等を一本化するようにしたものであり、学校及び児童福祉施設としての両方の位置付けを法的に行っております。下関市は中核市でございますので、この幼保連携型認定こども園につきましては、保育所と同じように、山口県ではなく、下関市が認可権限を備えることになりました。なお、幼稚園につきましては、従前どおり山口県が認可権限を有することに変更ありません。他のタイプの認定こども園についても、すべて施設型給付の対象となりますので、認可を受けていない部分に対しても国からお金が入ってまいります。

基本的方向性の3番目としては、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実です。地域によって様々な事情がございますので、基礎自治体である市町村の裁量と責任のもとで、ある程度自由に事業をすすめていこうというものです。

それから、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援の共通の仕組みについてです。

基礎自治体が実施主体となっています。市町村がニーズを把握し、これに基づき計画を策定して、給付、事業を実施するという仕組みです。国、都道府県は市町村を重層的に支える役割を担うことになるわけです。

続いて、社会全体による費用負担です。社会保障としてはこれまでは医療、年金、介護の3分野を中心に議論がすすめられていたところ、消費税率の引き上げとあわせて、子ども・子育て支援にも財源を投入することとして、金額が決して大きいわけではありませんが、社会保障改革の枠組として、子ども・子育て支援がいちばん最初に掲げられております。これは、歴史的にみてもたいへん画期的なことであるとも思います。

金額について触れてみますと、待機児童対策、子育て支援センター、児童クラブの充実を図るといふ量の確保として0.4兆円、そして処遇改善、職員の配置基準の改善をはじめとする保育等の質の改善として0.3兆円と、恒久財源となる消費税率の引き上げにより確保される0.7兆円を投入しようとするものです。しかし、未来の子どもたちのためのこの新制度の実施にあたっては、0.7兆円では足りず、どこからか0.3兆円の財源を確保することをもって、1兆円超のお金が必要であるとされ、確保を目指すとされています。

政府の推進体制としましては、子ども家庭省の設置はできておりませんが、内閣府に子ども・子育て支援新制度施行準備室が設置されているところです。

また、国においては子ども・子育て会議が設置されています。市町村の合議制の機関としては努力義務とされていますが、下関市においては当審議会の設置となりました。

給付そして事業についてですが、大きく分けて2つございます。カラー刷りの資料をご覧いただきたいのですが、子ども・子育て支援給付、資料では児童手当と分けて記載していますが、これらは個人への給付でございます。細かくは、保育所、幼稚園、認定こども園にかかる施設型給付、そして小規模保育等に対する地域型保育給付、そして児童手当となります。ピンク色の枠の中は現物給付、児童手当は現金給付となっておりますが、現物給付について個人への給付といえは違和感があるかもしれませんが、こちらにつきましては後程説明させていただきます。

資料いちばん下の囲みの中ですが、地域子ども・子育て支援事業、市町村事業でございます。これは、地域の実情に応じて、市町村が主体的に実施していく事業となります。対象事業につきましては、後程時間をいただき説明いたします。

それでは、新制度の資料2ページにもどりまして、認可制度の改善でございます。

大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できる仕組みを導入と記載していますが、社会福祉法人、学校法人以外の者については、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことという条件がございます。また、欠格事由該当や、供給過剰でない場合を除いては、原則的に認可しなければならないということに変わったということです。

それから、先程もご説明しましたが、これまで認可外であった小規模保育についても、基準を満たすものであれば市町村において認可を行うこととされています。

それでは、3ページをご覧ください。

カラー刷りの資料で示したものと同様に子ども・子育て支援の全体像を図示したのですが、まず

は、子ども、そして家庭の事情や需要を調査、把握しなさいというのが一番上の図です。仕事をされておらず3歳以上の子どもさんのある家庭、3歳未満の子どもさんのある家庭、一方で仕事をされてらっしゃって3歳以上の子どもさんのある家庭、3歳未満の子どもさんのある家庭、それぞれの家庭の需要を調査、把握をして、市町村の子ども・子育て支援事業計画をつくって、計画的なサービスの提供を行っていくという流れを図示しています。

なお、子どものための教育・保育給付については、国は政令で定めるところにより2分の1を負担することとなっています。地域子ども・子育て支援事業については、やはり政令で定めるところにより国は予算の範囲で交付金を交付することになります。

資料4ページについて説明いたします。施設型給付の創設についてです。

先程から、幼稚園、保育所、認定こども園に共通の仕組みができましたと説明しておりますが、現行制度については、資料の図のとおり、上段に幼稚園について記載がありますが、私立幼稚園については、現在、国、都道府県、市町村からの私学助成あるいは預かり保育に対する補助制度があるわけですが、これはいずれも補助金であって義務的経費ではございません。また、これに加えて各施設、幼稚園によって異なる保育料等を利用者からいただいて、幼稚園の運営がなされているところです。

一方、保育所については、国から義務的経費としての保育所運営費の支給を受けて、運営がなされています。もっといえば、私立保育所においては、所得に応じた保育料を利用者から市町村が徴収して、保育所運営費について市町村が委託料として支払う形で、保育サービスをお願いしているという実態となっています。

これが、新たな制度となりますと、共通の施設型給付に変わってまいります。

現在、幼稚園は施設によって異なる利用者負担、保育所は世帯の所得に応じた利用者負担となっているのが、新制度では両方とも法律に基づき市町村の定める保育料となります。利用者負担については、現行制度の利用者負担の水準、利用者の負担能力を勘案した応能負担を基本として定めるというわけですが、ただし、一定の要件のもとではありますが、私立施設が実費徴収や実費徴収以外の上乗せ徴収を定めることも可能としているところです。

また、施設型給付にかかる財政措置に関しては、国の定める公定価格に従って、私立施設については国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1で措置されることになり、私立保育所については、従前どおり委託費として支払いすることになります。なお、公立の施設に対しましては、三位一体改革を経て地方交付税措置されていますので、交付金の対象とはなりません。

新たな制度の図について説明いたしますと、保育の必要量でいちばん高いところが長時間となっています。これはフルタイムで就業されているご世帯などの子どもさんを預かる時間を示しています。階段をひとつ下がったところは、パートタイムで就業されているご世帯の子どもさんを預かる時間を示しているものとお考えください。そしてその下の点線が引かれていますが、標準的な教育時間とありますが、コアタイムとも呼称されますが、いわゆる幼稚園タイムです。右の図には、幼稚園タイムは図示されていませんが、学校教育、幼児教育は3歳以上が対象となりますので、3歳未満の子どもさんにつきましては、保育の必要量としては、長時間またはパートタイムにかかる預かり時間しか示されていないところです。

なお、幼稚園で行われています預かり保育につきましては、新しい制度のもとでは、保育が必要であるという事情のもとでは、保育の必要性の認定を受けて、施設型給付の中での認定こども園での保育機能をご利用いただきます。一方で、専業主婦のリフレッシュにかかる事情等での預かり保育の利

用については、地域子ども・子育て支援事業の一時預かりという制度のもとでご利用いただくこととなります。

資料5ページをご覧ください。

施設型給付、そして地域型保育給付の対象を図示したものです。

施設型給付の対象として、幼稚園で少し対象枠からはみ出している部分がございますが、これはミサプリントではございません。幼稚園によっては、この新制度の仕組みの中に入らないという選択肢をもたせていることから、ご覧のような図となっています。

施設型給付の対象となる幼稚園については、利用者申込み対して応諾義務が課せられます。国の担当者のことばを借りてご説明すれば、お受験をするような幼稚園、建学の精神に基づいた幼稚園であるとか、宗教的な事情から入園制限を設けるような幼稚園については、応諾義務を果たせないことも考えられることから、現行制度の幼稚園として残るという選択肢を残しているところです。

資料の6ページをお願いします。

施設型給付と地域型保育給付の対象施設・事業の確認手続きについてです。

確認主体については、給付の実施主体となります基礎自治体となる市町村が、認可施設、認可事業者の中から施設型給付、地域型保育給付の対象となる施設、事業を確認することになります。

市町村は、各施設、事業の利用定員を定めたくえで確認手続きを行います。

ただし、法律が本格施行される際、現に幼稚園、保育所の認可を有する施設、認定こども園の認定を受けている施設は、教育・保育施設として確認があったものとみなすとされていますので、特段、手をあげて降りるということがない限りは確認されたものとみなされます。

教育・保育施設の事業者については、安定的・継続的な運営を担保するという観点から法人格を求めることになっています。なお、現に認可を受けている施設・事業の事業者にあつては、法人格を有していなくても給付の対象とされることになっています。

小規模保育などが該当します地域型保育事業者については、法人でない場合でも対象とするとされています。

いずれの事業者も、一定の基準を順守しなければならず、施設の設備、職員配置などの認可基準を満たしていること、さらに国が定める基準を踏まえた市町村が条例で定める運営基準を満たしていることが求められます。また、基準の順守のために、市町村が立ち入り検査等を通じて指導監督を行うこととなります。

なお、対象施設、事業からの辞退にあつては、在籍される園児への配慮から、3か月前の予告、そして利用者の継続利用のための調整義務が課されています。また、施設、事業そのものからの撤退にあつては、都道府県知事等の認可を得なくてはなりません。

続いて、資料7ページです。施設型給付の利用手続きと市町村の関与についてです。

先程、子ども・子育て支援給付は個人給付であるという説明をさせていただきました。個人給付といってもピンとこないのではないかと思います。資料の図の左側が現行制度で、右側が新制度です。

新たな制度で、市町村から斜め下の教育・保育施設に向かう矢印で、施設型給付と示されています。施設型給付も個人給付です。

利用者負担である保育料は、応能負担として利用者の所得、そして保育時間の多寡によって変わっ

てまいります。保育所であっても、幼稚園であっても、認定こども園であっても施設ごとによって変わってくるわけではありません。

そこで、利用者負担としての保育料の公定価格が10万円と仮定しましょうか。個人給付の一般的な考え方としては、10万円ほど個人に給付して、利用者はこれを受けて10万円を施設に支払いをするというのですが、施設型給付は、代理受領として施設に10万円を支払うということになります。

また、保育料は所得に応じて変わってまいります。3万円の保育料を納めるべき利用者があったとすれば、保育料3万円については施設が利用者から徴収していただき、公定価格との差額である7万円を市町村から施設に施設型給付として支払うこととなります。所得によって1万円の保育料を納めるべき利用者であれば、利用者は1万円を施設に納めていただき、市町村は施設に対して9万円の施設型給付を行います。保育料が4万円となる利用者であれば、施設型給付は6万円となる仕組みです。なお、私立保育所については、現行どおり、児童福祉法第24条の規定に基づき、それぞれの保育料を市町村が利用者から徴収する一方で、公定価格である10万円を施設型給付ではなく委託費として支払います。

資料に戻りますが、そこに記載のとおり、施設型給付は、保護者に対する個人給付を基礎とし、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、保護者に代わって教育・保育施設が受領する法定代理受領の制度となります。

そして、認定を受けた子どもについては、保護者と施設とが契約する公的契約とし、正当な理由のある場合を除き、施設に承諾義務を課すとされています。正当な理由としては、定員を上回るといったことが考えられますが、この場合においては、国の選考基準に基づき選考を行わなければなりません。基本的には、保育の必要のある子どもについては、保育の必要度に応じて、保育の必要のない子どもについては、施設の設置者が定める方法に基づく選考となります。

それでは、8ページをお願いします。

こちらが、冒頭に申しました、審議会において最も中心となる担当事務として審議いただく、子ども・子育て支援事業計画の中身でございます。

市町村は、国の基本指針で定める提供体制の確保等に関する基本的事項や参酌基準等を踏まえ、潜在ニーズも含めた地域での子ども・子育てに係るニーズを把握した上で、管内における新制度給付・事業の需要見込量、提供体制の確保の内容およびその実施時期等を盛り込んだ市町村子ども・子育て支援事業計画を策定し、本計画をもとに給付・事業を実施するというものです。なお、国の基本指針は、現在、子ども・子育て会議で議論されているところです。

事業計画につきましては、5年ごとにこれを策定しなければならないとされており、まずは、平成27年度から向こう5年間の事業計画を策定しなければならないところです。

また、事業計画に記載すべき内容については、法定されており、資料でお示ししているとおりですが、記載事項については必須記載事項と任意記載事項とございます。

必須の記載事項については、まず圏域を設定いたします。そして需要量の見込み、さらに提供体制の確保の内容およびその実施時期を記載します。また、幼児期の学校教育・保育の一体的な提供を含む子ども・子育て支援の推進方策、とこちらの4つについての記載が必須とされているところです。

また、産後休業・育児休業明けのスムーズな保育利用のための方策であるとか、都道府県が行う事業との連携方策、ワークライフバランスとなる職業生活と家庭生活との両立に関するところが、任意記

載事項としてあげられています。

この計画策定にあたり、子育て当事者等の関係当事者が参画・関与できる仕組みとして、地方版子ども・子育て会議を設置することが努力義務とされているところです。なお、この努力義務については、子ども・子育て支援法案の修正の中で、努力義務に押し上げられた経緯がございます。

ここで地域子ども・子育て支援事業について、説明させていただきたく、再度カラー刷りの資料をご覧ください。

地域子ども・子育て支援事業にはどのようなものがあるのかということですが、まず、①の地域子育て支援拠点事業、これは下関市では子育て支援センター、つどいの広場という名称で実施しています。主に保育園で行っているものですが、保育園や幼稚園に行く前、行かれてないお子さんと保護者を対象に、子どもさんの遊び場を提供したり、保護者の育児不安を取り除く育児相談を行ったり、子育て世代の仲間づくりを応援していくというものです。現在、下関市内14か所で事業を行っています。

次に、一時預かりでございます。これも保育園で行っているものですが、家庭で保育されるお子さんについて、保護者のリフレッシュが必要とされる場合もございます、急なアルバイトが入る場合、冠婚葬祭等もあるかもしれません。家庭にいらっしゃるお子さん、あるいは幼稚園に通ってらっしゃるお子さんで保育時間終了後など、保育園においてお預かりする事業です。

③の延長保育事業は、通常の保育時間、保育園は8時間の保育時間といいながら11時間開所しているわけですが、これを越えて延長してお預かりする事業です。

④ファミリー・サポート・センター事業については、ひと昔前にはご近所の方が子どもさんを預かってくれることがよくあったと思いますが、近年はこれがなくなってきていることから、こうした仕組みをつくらうと、子育ての支援を求める方、一方で支援をしたいと考えている方をそれぞれ会員登録して、マッチングしていこうという事業です。

⑤の子育て短期支援事業についてですが、これはトワイライトステイとかショートステイと呼ばれるものですが、児童養護施設などにおいて夜10時までと遅い時間まで子どもさんをお預かりしたり、宿泊をともなう長く子どもさんをお預かりする事業です。下関市では、就業で遅くなったり、出張などで子どもさんの保育ができないなどの場合に、なかべ学院、太平学園でお預かりしています。

次に、病児・病後児保育事業ですが、子どもさんが病気にかかった場合、保育園ではなかなかお預かりすることができません。感染症などで他のお子さんに感染してはいけませんので、そういった場合に子どもさんをお預かりする事業で、下関市では、いずれも病院が設置しております4か所で実施しております。

そして、⑦放課後児童クラブですが、ご家庭で保育することができない、小学校1年生から3年生の低学年の児童さんについて、小学校の空き教室などを利用してお預かりするものです。児童クラブについては現在、明確な基準について法律で定められていませんが、新制度にあっては、明確な基準を市町村ごとに条例で定めるよう法定されています。なお、児童クラブの利用については現在、おおむね10歳未満を対象としてきたところですが、新制度では、小学校児童ということで、6年生まで対象範囲が広がっています。児童クラブについては、大都市部では、児童が安心して過ごすことができる場所がないのでしょうか、事業の実施を求める声が大きいのこととです。

それから、⑧の養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業ですが、下関市では、こども家庭課と健康づくり課において、公の手助けを必要とする子どもさんを対象に行っている事業です。

⑨乳児家庭全戸訪問事業については、下関市ではこんにち赤ちゃん訪問事業として、健康づくり課の保健師等職員が、0歳児のお子さんのあるすべてのご家庭を訪問して、育児の相談などにあたります。訪問の際に、支援を要することが発見されるようなことがあれば、その後の養育支援につなげていくこともできるわけです。

そして妊婦健診ですが、この子ども・子育て支援事業は、子どもさんの生まれる前から小学校卒業までを対象とするものですが、まさに生まれる前の子どもさんの支援として、妊婦健診を通してリスクなどがあれば早期に発見して、対応に繋げてまいります。

⑪と⑫の事業については、新制度に伴っての新しいものです。

先程、幼稚園等の保育料については公定価格が示され施設ごとによって変わってくるものではないと申し上げましたが、実費徴収の部分は施設ごとに必要となってくるわけですので、そこに対する補足給付を行う事業が⑪となります。

⑫の多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業ですが、例えば特別支援教育に関する支援ということをはかっています。こちらについてはこれから国からの具体的な例が示されてくることかと思えます。

それでは最後に、スケジュールについて説明させていただきたいと思えます。

資料の9ページをご覧ください。

本格施行までの現時点での想定イメージとしてスケジュール表を国がつくっています。太めの矢印が、国がすすめていく作業で、細い矢印が自治体ですすめていくべき作業のスケジュールを示しています。

この審議会にもっとも関係深いのは、基本指針・事業計画の項目で、市町村・都道府県事業計画の検討と示されているところかと思えます。そこに①、②、③、④と手書きで記入していますが、これはこの審議会を25年度中に4回ほど開催したいと考えているところで、1回目が本日にあたります。2回目については、7月に開催できればと考えています。

今後、自治体において、潜在的なものも含めたニーズ調査を実施しなければならないと説明いたしました。このニーズ調査の実施にあたっての調査項目等の案を2回目の審議会にお示しして、審議いただきたいと考えているところです。ニーズ調査の全国共通の調査項目案については、これまで国からも何度か情報提供されてきており、子ども・子育て会議で検討されているところです。最終的な調査項目モデルの国からの提示を受けて、これに下関市独自の調査項目等も加えた上で、第2回目の審議会以案としてお示ししたいと思えます。

ニーズ調査をどう行うかというのは、事業計画を策定する上でのポイントになると思えます。もちろん、次回については、本日のように資料を机上配付するのではなく、事前にお配りしてご覧いただいたうえで、審議会にてご意見をいただくというようにすすめたいと考えています。

第3回目の審議会は、ニーズ調査を行った結果、これをまとめたものを会に報告さしあげて、ご意見をいただきたいと思えます。

したがって、2回目、3回目の間にはニーズ調査をはさみますので、少し日数が空くことも想定されます。

そして4回目の審議会については、25年度の最後の開催となりますが、調査結果も出ていますし、3回目の審議会でご意見をいただきますので、大荒れで、下書きかもしれませんが事業計画をお示ししたいと思えます。間に合わない場合は、違う形での開催となるかもしれませんが、目指すところとし

ては、計画素案をお示ししたいと思います。

26年度に入りましたら、年度当初に国から公定価格が示される予定です。公定価格を示さないと、私立幼稚園、保育所等の意向確認が行えず、提供体制を計画に盛り込むことができません。その後9月までには山口県と計画を協議の上、事業計画を県に提出しなければならず、県への計画提出前には、もちろんこの審議会にお諮りすべきものですから、そうしたスケジュールの中で1回から2回、またその後にはパブリックコメントを実施しますので、9月以降にさらに2回、したがって26年度にも4回程度の会の開催ということで、あくまでも現時点での想定ではありますが、審議会のスケジュールを考えているところです。なにぶん、国の子ども・子育て会議と並行してすすめていくものですからご理解ください。

なお、下関市の実施体制としましては、子ども・子育て新制度準備室を1月に要綱設置して、この4月に行政組織の中に位置づける形で組織化したところです。平成26年度には、幼稚園の運営業務についても、こども育成課にて担当していくということで準備をすすめています。

新制度がスタートしましたら、幼稚園、保育所の入所申込みについては、公私立を問わず市町村の窓口で申請いただくことになります。27年度の入所申込みについては26年度の途中から受付開始することになり、受付窓口はこども育成課となる予定です。

また、入所受付については、介護保険に係る介護認定を受ける手続きをイメージいただければと思います。介護保険であれば、申請にもとづき介護の必要度の認定を受けて介護保険サービスを受けていただくこととなりますが、施設型給付にあたっては、利用者の申請にもとづき、利用者ごとの保育の必要度、所得の状況に応じた保育料のランクを示した通知書あるいはカードをお渡しし、これをお持ちになってご希望の施設への入所申込を行っていただく流れとなります。

以上、下関市子ども・子育て審議会の役割、開催スケジュール、子ども・子育て新制度の概要についてご説明させていただきました。どうぞよろしく願いいたします。

○ 横山会長

みなさん、ご理解いただけましたでしょうか。

○ 木村参事

説明しました私自身も、何度も国の示す資料を読み直し、何度も国の説明を受けました。ご不明な点はたくさんおありかと思いますが、お応えできる範囲でお答えいたします。それでも、当方で誤って解釈している点があるかもしれませんので、近日にも、都道府県や中核市以上の自治体担当者を集めた説明会も開催されますので、国にも確認いたします。遠慮なくご質問ください。

○ 横山会長

ご質問でも、ご意見でもかまいません。いかがでしょうか。

○ 委員

このメンバーの中では、いちばん素人なのは私なのかもしれませんが、子育てについては経験がありますので、そういった意味ではベースは一緒だと思っております。

滔々と説明していただいて、さて、どこまで理解できたかというのはありますが、端的に言って、この子ども・子育て関連3法にもとづき、条例を制定し、計画を策定してやっていこうというのです

が、下関市の子ども・子育ての環境が、具体的にこう改善されます、こんな可能性がありますという2、3、事例をあげて説明していただければ、大変わかりやすいし、ここでの議論も勇気が出るのかと思うのですが。

例えば、横浜市みたいに、下関市に待機児童がたくさんあってこれが解消されるというのか、あるいは直近の話ですが、下関市立幼稚園では4園が来年度募集を中止するようになっており、私の住まいの小串幼稚園が該当しているのですが、この話がどう変わっていくのか、個人的なところですが非常に関心があります。また、現在の幼稚園、保育所を統合して認定こども園にしていく、そして学齢前の子どもたちを一元的に認定こども園の中で教育、保育する、集団をつくってみていく、というような具体的な事例をあげて説明していただきたいと思います。

#### ○ 木村参事

今からこうしていくというもの、下関市として方針を定めているわけではないため、可能性があるというところで説明させていただきたいと思います。

待機児童のお話もありましたが、待機児童についてはなくなるようにしていくというのは基本になります。通わすことができる範囲内に保育所があるにもかかわらず、入所しないというような例を除いて、いわゆる国の示す待機児童の定義でもあります、通常交通機関を利用して30分以内の範囲に入所できる保育所がないという待機児童について、本日現在、下関市においてはありません。しかしながら、年度途中の夏場あたりから後半に向かうにしたがって待機児童が出てまいります。最終的には40人以上の待機児童が出てまいります。ほとんどが0歳から1歳児なわけですが、ここ2、3年そうした状況が続いています。もちろんこうした状況は解消してまいりたいと考えています。

それから幼稚園、保育園、認定こども園についてですが、これは、教育委員会ともいっしょにこれから計画をつくっていくこうとしているところです。下関市の就学前施設の全体的な計画です。ただし、公立だけで計画していくわけにはまいりません。私立の意向も踏まえながら計画をたてていきますが、準備室が事務局となってすすめてまいります。

#### ○ 委員

行政としては、こうしていくというものを幾つかお持ちであると思いますがいかがでしょうか。

#### ○ 木村参事

現時点では具体的なものをお示しすることができません。申し訳ありません。ご了承ください。

ただし、新制度導入の考え方が、子ども・子育てに係る環境において量、質ともに改善していくということが基本の一つにあるため、量のところで簡単にいえば、先程申し上げた待機児童の解消や、子育て支援センターの充実などが例にあげられます。なお、子育て支援センターについては、次世代育成支援行動計画に掲げています目標値に達していない状況にあります。また、質の改善でいえば、幼稚園教諭や保育士の処遇改善を図ることでサービスの質を向上し、子どもたちのよりよい成長につなげていくことも一つと考えられます。

#### ○ 横山会長

確かに、具体的な目標があれば私たちもイメージしやすいです。新制度をすすめることで下関市の子どもたちの置かれる環境、子育ての環境がこんなふう良くなる、そして良くなるようにという願

いをもって議論をすすめていきたいところです。

○ 委員

補足になるかはわかりませんが、この新制度については、まず、国がはじめてしっかり子どもに対して、また子育てに対してお金をつけてくれるというもので、これは今までと全く違うことかと思えます。

もちろん、国にとってみれば待機児童の存在がもっとも耳の痛い話であるわけですが、これを解消してほしいという市民レベルの声を受けて、国としても待機児童の解消というものさしを持ちつつ、保育、幼稚園教育、子育て支援も含めて改革していかなければならないという流れとあわせて、これを税と社会保障の一体改革の大きな柱の一つに位置付けて、お金をつけようとしてくれていることは本当にありがたいことです。

もちろんそのお金の使い方については、国は国として、また下関市にあってはこの審議会も通してしっかり議論していきたいと思えます。

○ 委員

私は私立幼稚園の代表という立場でもありますが、子ども・子育ては本当に大事です。

幼稚園の実態を説明させていただくと、9時半から午後2時まで子どもさんをお預かりするというのは昔の幼稚園のやり方で、現在は、7時半から夕方6時くらいまで子どもさんを預かっています。

そこで、この子どもさんを預かる時間を延ばすことに対して、給付の対象となるのか、どうなのかという議論があります。

それと公立の施設と私立の施設、これを上手く使い分けていく、その辺りが今後もっとも重要な論点にもなるのではないのでしょうか。

子育て、教育にはお金がかかります。

初回の会から申し上げるのもなんですが、私立幼稚園への若干の配慮もあって公立の幼稚園の定員の充足率は4割程度かと思えます。私立幼稚園については、園児数が定員に達しているところは15園中1園くらいしかない。充足率の低い園は5割を下回る。つまり、子どもを収容できる施設といえ、私立幼稚園だけをとってみてもあるわけです。したがって、教育をしっかり行って、その前と後をいかにお預かりするのか。幼稚園だからといって、夏休みを40日間とるという時代ではなくなってきた。

幼稚園ではできることをこれまでもやってきたところであり、毎年、市に対しても配慮のお願いをしてきているが、市の財政も厳しくかなえてもらえてこなかったが、そんな中に来てこの新制度です。消費税率の引き上げに伴う、この子ども・子育て支援に対する財源投入については、今の政権は本気です。我々としては、その本気をしっかり受け止めて、実現させていくために良い計画をつくって、お金を出しやすい環境を整えていかなければならない。まずは、現場の我々が一生懸命頑張らなければならず、お互いにより知恵をしぼっていききたいと感じています。よろしくお願ひします。

○ 委員

この論点は、以前からも議論されていまして、先程も平成16年からの国の取組についても詳しく説明していただきましたが、その中で、国が目指すところでは、量の拡大というのが大きな点であるわけです。首都圏に目を向ければ、待機児童の問題は訴訟問題に発展するまでに至っており、なかな

か働く環境が整えられておらず、この新制度の大きな流れはそこにあると思います。

また、新制度の個々の課題もありまして、これから国においても議論がすすんでくるとは思いますが、例えば公定価格、お金をどうするのか、あるいは先程も説明がありましたが、幼稚園の中でもこの制度の枠組みに入りませんという幼稚園も出てくるのでは。それは国立の幼稚園であったり、特定の名門と呼ばれる幼稚園であったり。そういったことが混在している中で、27年度に新制度が動きはじめるのです。

一方で、保育現場に携わってきた中で、危惧というか、心配していることもいくつかあります。その一つに教育という問題です。ご説明があったように教育は3歳児以上が学校教育であると定義されています。保育園というのは本来、養護と教育が一体となって保育を行っている、これは法律の中にもある言葉なわけで、つまり0歳から5歳までまさに教育はあるという位置付けであるのが、新しい制度では3歳児以上が学校教育であるとされ、そうすると0歳、1歳、2歳の教育は何なのか、まだまだ整理されてないところがあります。

もうひとつ、子どもを中心というお話が先程もありましたが、保育園では子ども最善の利益という言い方をします。つまり子どもを中心に、子どもの育ちをしっかりと支えていきたいと思いますということであるわけです。ところが、新制度では認定をする。まさに介護保険を思い浮かべていただければよいのですが、保育の量を決めて、この子どもさんは標準時間ですよ、あるいはこの子どもさんは8時間ですよと認定する場合、基準をどういうふうに当てはめていくのか。例えばフルタイムの勤務の世帯の方でも、パート勤務の世帯でも、子どもにとってみれば、幼稚園でも、保育園であってもその育ちには普遍的なものがあるわけで、これを保障することこそが、子どもの育ちにとって、あるいは子どもにとっての最善の利益だと思う。こうしたことをトータルでしっかりと考えていかないとけない。

まさにこの審議会は重要で、需給調整などを行っていくわけでもあります。下関市が先頭を切って、子育てをするのなら下関で、というようなまちづくりをしていくための環境整備を目指して、これを共有して、一緒に議論していけたらと思います。

## ○ 委員

お話があったように、待機児童の解消というものを発端としてずいぶん以前から議論されてきた問題で、国の管轄も保育所や子育て関係は厚生労働省、幼児教育は文部科学省とお金の出所も異なって、子どもに対して平等にお金が使われてきていない。現実には、幼稚園にも保育園にも通っておられない子どもさんもいらっしゃる、それらの子どもさん、ご世帯にとっては恵まれている環境なのかという問題もあります。

就学前の子どもさんに対して、幼稚園であれ、保育園であれ同じように教育を行って学校にあがっていただくことが理想なのですが、これまでの体制がそうではなかった。これを見直して同じような教育をほどこして小学校に送り出すことができると、各家庭で子育てのしやすい環境へとつながり、少子化対策につなげられるというのが国の動きだと理解しています。

先日、文部科学省職員の話聞く機会があり、この制度の先には幼児教育無償化というものがある、そのためにはさらに7千億円以上の財源が必要で、消費税率の引き上げ分だけでは実現できないという話を聞いたばかりです。

幼稚園にも保育園にも通っていない子どもたち、子育て支援にかかる様々な取り組みにお金を投入していこうという見直し、この新制度一つのきっかけだとも私は認識しています。

○ 委員

幼稚園にも保育園にも通われていないという子どもさん、あるいはそのご世帯の支援は、まさに子育て支援センターがその役割を担っていて、全国的にはモデル事業として平成5年から、下関市では平成6年からスタートしています。幼稚園、保育所に通われている子どもさん、そのご世帯に対しては何らかのかたちで税金が投入されており、そうでないご世帯に対しては、今までそれがなかった。専業主婦の子育てに対しては、何の応援もできなかったことから、平成5年から始まり、平成7年には事業として成立しています。センター型であるとか広場型とか名前は様々ありますが、全国的には今、およそ5千か所において拠点事業として子育て支援を行っているところです。

○ 委員

審議会の担当事務についての確認ですが、幼稚園、保育所、認定こども園の利用定員、また家庭的保育、小規模保育の利用定員について意見を述べるとあります。

地域ごとのご世帯のニーズに対して保育園、幼稚園がどうなのか、あるいは幼稚園、保育園が隣あわせとなっているところはこども園に、そういうことを審議するのではなく、あくまで利用定員について審議するのでしょうか。

また、子どもさんを預かる時間によって保育料のランクが変わってくるというご説明でしたが、そのあたりも踏み込んで審議会で審議していくのか教えていただきたい。

○ 木村参事

子ども・子育て支援法で定められている審議事項としては、具体的に規定されているのが、利用定員について、そして事業計画に関して意見を述べることとされています。

利用料に関しては、条例上は、包括的に意見をいただくことという意味では審議の対象に入っています。また、幼稚園、保育園がよいのか、こども園がよいのかといった提供体制の方向性につきましても、包括的に審議していただくという位置付けとなりますでしょうか。

○ 委員

この審議会が包括的な観点から意見を述べることができる、と大変大事な説明だったと思います。条例、法律を読む限り、そこが読み取れないのですが、そういう理解でよいのですね。

定員について意見、議論を深めることに、私自身は関心がなく、むしろ下関市の子ども・子育ての環境づくりについて、あらゆる側面から包括的に意見を述べたい、それは他の方も同様ではないでしょうか。そういう意見を出して、行政がこれを受け止める場がこの審議会であると捉えており、これを議事録に残していただいて、最後までその姿勢でお願いしたい。

○ 木村参事

審議会条例第2条に、「法第77条第1項第4号の規定により子ども・子育て支援の施策に関する事項を調査審議する。」とあります。

そこで、子ども・子育て支援法第77条第1項第4号の条文をみても、「市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。」とあり、この『子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項』に基づいて審議いただくこととなります。

○ 委員

今の話にも関わるところですが2点、2005年に下関市の次世代育成支援行動計画を策定されて2010年にその後期行動計画をつくれ、この後期行動計画に基づいて、下関市で子ども・子育て支援事業を3年間実施されていらっしゃるわけですが、一方で2年後、新制度のスタートにあわせてニーズ調査をかけて、また子ども・子育て支援計画の策定をすすめるようとしているところであって、今、次世代の計画がどのようにすすんでいて、また、我々が策定をすすめていく支援計画と、次世代育成支援行動計画との整合はどうなのか、教えていただけますでしょうか。

○ 木村参事

2つの計画はつながるものと考えていただいてもかまいません。

次世代育成支援行動計画については、先程の説明のなかでも少し触れさせていただきましたが、子育て支援センターの事業などは目標どおりにすすんでいないといったことがあります。そういった進捗状況については、協議会を設置しておりますので、毎年、協議会の場でも報告させていただいているところです。ホームページでも確か掲載していたかと思いますが。

次世代育成支援行動計画は、根拠法である次世代育成支援対策法が時限法となっており、平成27年3月31日をもって効力を失うことになっています。国が、こちらの延長についても検討するとしていますが、それはワークライフバランス関連など事業所の行動計画の取扱いに関することが検討の中心とされるとのことです。

次世代育成支援行動計画の進捗状況については、また次回、お示ししたいと思います。

○ 横山会長

ほかにもご不明な点などありますでしょうか。

保護者の代表として参加いただいている小川委員はいかがですか。

○ 委員

小学生の子どもが3人いて、子育て広場 梅光ほっとみーるでボランティアを行っています。

今、子育て支援施設に來られて未就園児を抱える保護者において、悩んでいらっしゃるいろいろなあるのですが、幼稚園関係での悩みというのが、下関の公立幼稚園は2年保育が多いので、どうしても3年保育をされている私立幼稚園に入れたいというお母さん方が多くて、人気のある幼稚園では入園申込日の2日前から並ばなければいけないという幼稚園もあって、この辺りが改善されないのだろうかという話をうかがいます。そこで公立幼稚園で3年保育をすすめられないのでしょうか。費用負担の問題もあって公立をと考える世帯があって、4歳に到達した特に男の子の子どもさんのいる保護者は、日中ずっとみていると手がかかるし、自由な時間が無くなってしまうので、何としても3年保育で公立幼稚園に入れたいと考えていらっしゃるようです。

これが新制度になって、少しでも良い方向に向かえばと思っています。

○ 木村参事

公立幼稚園での3年保育の導入もあわせて、これから提供体制をどうするかということを検討していくこととなります。

○ 委員

確かに、私立幼稚園の保育料は公立に比べて3倍くらい高くなっています。

今、与党でも幼児教育の無償化が議論されています。もし3歳から5歳児の無償化を実現するとすると、0.7兆円ほど財源が必要になるといわれていますが、財源がない。そこで、実は現在、私立幼稚園ではこれの実現に向けて署名活動を行っています。また、全国私立幼稚園連合会という組織の会長を、今、山口県私立幼稚園協会の会長が2期目として担っているのですが、関係省庁に対して入園料も含めた幼児教育の無償化の実現についてお願いをして回っています。先程説明もありましたが、対GDP比で家族関係社会支出1.04パーセント、欧米諸国の約3分の1という紹介だったと思いますが、教育費については約2兆円を追加でかければ欧米並みになるとも聞いています。

そこで、26年度には、ご世帯で3人以上の子どもさんが通われる場合の第3子、こちらについては無償化、国庫負担されると聞いています。

こういうことがすすんでいけば、3人目の子どもは我慢しようという若いご世帯が、3人目を産み、育てようとなる、そうすれば国民も増える。例えば、企業誘致をしたところで、そこで働く社員は国内を移動してはくるが、日本全体でみた場合に人口が増えるわけではありません。

幼児教育の無償化といった施策が、少子化対策の一助になるはずですよ。

○ 木村参事

少し、補足させていただきますが、幼児教育の無償化については、約7千9百億円の財源が必要とされており、この新制度とは切り分けて、今後、議論がすすめられていくと思っています。

また、保育料の負担の程度については、27年度からは、公定価格に基づいて、また所得に応じて決定されてきますので、原則的には私立だから、公立だからということで負担の大きさが変わってくることはないと思います。ただ、上乗せ徴収の負担、実費徴収の負担の部分において公私立での違いが出てくることはありますので補足させていただきます。

○ 委員

先程、お話がありましたこの新制度は、文部科学省、そして厚生労働省それぞれ管轄という縦割りであったものを一本化してすすめていくと、これは古くて新しいテーマで、やっと実現しようとしている。

子育ては家庭が第一義であるということもありましたが、一方では、地域が子どもたちを育てていくという考えもあるわけですから、子ども・子育て支援を議論する際には、地域づくり、地域振興という視点をしっかりと念頭においておく必要があると思います。そういう意味では、行政の事務局においては、子どもの関係の部署と教育委員会が一緒になっておられますが、もっといえば総合政策を担う部署の方もまじえ、下関市の組織全体でこの議論をすすめる、国がせっかく内閣府で省庁をまとめて取り組んでいるわけですから、地方自治体も、その全力量をこの議論に投入していくという気持ちがあって然るべきであり、そういう頭で、私たちも今後の議論をすすめていかなければならないと思っています。

○ 横山会長

そのとおりだと思います。子どもを育てるということは家庭の中だけではできません。地域があって、また地域を含めてこれをバックアップするという一人ひとりの思いがないと成り立ちません。

もちろん私たちはそれぞれ、この10パーセントの消費税を負担しなければならないわけですが、私たちみんなで負担する、また、新しい制度の中で育っていく子どもたちが、私たちが年老いたときに、よい国ですねって言うてくれるよう、そのように育ってくれるように、この審議会をすすめてまいりましょう。

それでは、第1回目はこのあたりで閉会するとし、事務局から事務連絡をお願いします。

○ 田中主査

次回のスケジュールについてですが、先程も説明がありましたが、7月の後半、8月前半にずれ込むことがあるかもしれませんが、第2回目の審議会の開催を予定しています。

今回は、ニーズ調査を実施するにあたっての、その調査項目について審議いただくとともに、先程のご意見を踏まえて、次世代育成支援行動計画の進捗状況の報告といったところが中心となるかと思っています。

事務局案、資料についてはなるべく早めに提示させていただきますので、事前にお目通しいただいたうえでご意見を賜りたいと考えております。

事務局としての作業の段取りを整えたところで、会議開催のご案内をさせていただきたいと思えます。どうぞよろしく願いいたします。

○ 横山会長

それでは次回、7月後半の予定ということで、早めに資料も配付いただけるということですので、みなさん予め目を通されて、それぞれご意見をもってご参加ください。

みなさん、大変お疲れさまでした。